

青森県報

号外第十一号

令和三年
三月十二日
(金曜日)

目 次

内水面漁場管理委員会

○第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………

海 区 漁 業
調 整 委 員 会
事 務 局 …… 一

○コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示 (同) …… 四

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会第一号

第五種共同漁業権に係る令和三年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

令和三年三月十二日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

免許番号	河川 湖沼	魚 種	増 殖 計 画 量 の 基 準
内共第一号	笹内川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上
内共第二号	吾妻川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 二千尾(二二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上

内共第三号	追良瀬川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	種苗放流 四万尾(二四〇キログラム)以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上
内共第四号	大童子川	アユ ヤマメ イワナ イワナ	種苗放流 二千尾(二二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上
内共第五号	赤石川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ	種苗放流 三万尾(一八〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上
内共第六号	中村川	アユ ヤマメ イワナ コイ ウグイ	種苗放流 五千尾(三〇キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上
内共第七号	平滝沼	コイ フナ	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上
内共第八号	廻堰大溜池	コイ フナ	種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上
内共第十号	前潟・七バト沼・明神沼	フナ ワカサギ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上
内共第十二号	十三湖・唐川	フナ ウグイ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上

内共第十六	浅瀬石	アユ カジカ ウグイ イワナ フナ	種苗放流 五千尾(三〇キログラム)以上	内共第十五 号	平川	メ カワヤツ メ カワヤツ カワヤツ ウグイ カジカ カワヤツ メ カワヤツ	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上 種苗放流 一万二千尾(二四キログラム)以上 種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上 産卵床造成 一箇所以上 産卵床造成 一箇所以上	内共第十四 号	岩木川	アユ ヤマメ コイ フナ イワナ	種苗放流 五万一千尾(三〇六キログラム)以上 種苗放流 一万三千尾(二六キログラム)以上 種苗放流 一万六千尾(三二キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 一万二千尾(二四キログラム)以上	内共第十三 号	山田川 沼・田光	フナ	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	エビ ワカサギ	増殖床造成 十箇所以上 産卵床造成 三箇所以上
-------	-----	-------------------------------	------------------------	------------	----	---	---	------------	-----	------------------------------	---	------------	-------------	----	------------------------	------------	----------------------------------

内共第二十	合子沢	ヤマメ ウグイ イワナ コイ	種苗放流 八千尾(一六キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	内共第二十 二号	蟹田川	アユ ヤマメ イワナ アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万二千尾(二四キログラム)以上 種苗放流 八千尾(一六キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	内共第十九 号	二ノ沢 溜池	コイ フナ	種苗放流 一万六千尾(三二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上	内共第十七 号	旧十川	コイ ヤマメ イワナ カジカ ウグイ ニジマス	種苗放流 四万尾(八〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上 種苗放流 四百尾(一キログラム)以上	川	ヤマメ コイ フナ イワナ	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 四万八千尾(九六キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 一万二千尾(二四キログラム)以上
-------	-----	-------------------------	--	-------------	-----	--------------------------------------	--	------------	-----------	----------	---	------------	-----	--	--	---	------------------------	---

内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第二十九号	内共第二十八号	内共第二十七号	内共第二十六号	内共第二十五号	三号
野牛川	大畑川	易国間川	目滝川	川内川	野辺地川	野内川	川	川
アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	イワナ
産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上
種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 八千尾(一六キログラム)以上

内共第四十	内共第三十七号	内共第三十六号	内共第三十五号	内共第三十四号	内共第三十三号	内共第三十二号	内共第三十一号	二号
小川原	高瀬川	老部川	老部川	左京沼	大沼	大沼	大沼	大沼
コイ	コイ フナ ウナギ ワカサギ	ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	コイ ウナギ ワカサギ エビ	コイ ウナギ ワカサギ エビ	コイ ウナギ ワカサギ エビ	ウナギ
産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二箇所以上
種苗放流 十五万尾(三〇〇キログラム)以上	種苗放流 六千尾(二二キログラム)以上	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	種苗放流 六万尾(二二〇キログラム)以上	種苗放流 二千二百五十尾(二五キログラム)以上	種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上	種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上	種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上	種苗放流 四百尾(八キログラム)以上

内共第四十 五号	内共第四十 四号	内共第四十 三号	内共第四十 二号	
馬淵川	葛沼	奥入瀬 川・明 神川	七戸川	沼・姉 沼・花 切川・ 砂土路 川・七 戸川
アユ ヤマメ コイ イワナ ウナギ ウグイ	ヒメマス ス	アユ ヤマメ コイ イワナ ニジマス ウナギ ウグイ サクラマ ス	ヤマメ コイ イワナ	ウナギ フナ ウグイ ワカサギ エビ
種苗放流 八千尾(四八キログラム)以上	種苗放流 六千尾(一二キログラム)以上	種苗放流 八万尾(四八〇キログラム)以上 種苗放流 十二万八千尾(二五六キログラ ム)以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 四百尾(八キログラム)以上 産卵床造成 二十五箇所以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 二千五百尾(五〇キログラム)以 上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上 増殖床造成 三箇所以上

六号	川	ヤマメ	種苗放流 一万六千尾(三三キログラム)以 上
農内共第一 号	十和田 湖・奥 入瀬川	ヒメマス サクラマ ス(陸封 型) コイ フナ エビ	産卵床造成 五箇所以上 種苗放流 四万尾(八〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 八箇所以上 種苗放流 七十万尾以上 種苗放流 一万尾以上 種苗放流 五万尾以上 種苗放流 二万五千尾以上 増殖床造成 十六箇所以上

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二百一十条第一項及び第七十一條
第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ(マゴイ及びニシ
キゴイをいう。以下同じ。)の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和三年三月十二日

青森県内水面漁場管理委員会
会 長 濱 田 正 隆

一 指示の内容

1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」とい
う。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑い
があるとして知事が定めた水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上
が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」
という。)においては、青森県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」とい

う。)が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。
なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

2 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円